

(通商産業省組織令の一部改正)
 第十一条 通商産業省組織令(昭和二十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。
 第一百八十一条第一号中「第一百八十一条第三号及び第四号」を「第一百八十一条第二号から第五号まで」に改める。

第一百七十二条中「関する審判」の下に、「判定及び鑑定」を加える。
 第一百八十一条第二号中(実用新案技術評価に関する書類を含む)を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 三 国際出願に関する出願書類に記載された事項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録に関すること。

第一百八十二条第二号中「出願書類」の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む)以下この条において同じ)を加える。
 第一百八十二条の第六号中「書類」の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む)以下この条及び第九十七条第一号において同じ)を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
 七 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関する書類に記載された事項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録に関すること。

第九十七条第二号中「審判官」の下に「及び審判書記官」を加え、同条第三号中「書類」の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む)を加え、同条第四号中「及び商標」に関する登録異議を「商標に関する登録異議及び判定」に改め、同条第五号中「及び判定」を「判定及び鑑定」に改め、書類の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む)を加え、同条第六号中「及び判定」を「判定及び鑑定」に改め、書類の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む)を加え、同条第七号中「及び判定」を「判定及び鑑定」に改め、書類の下に(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む)を加える。

第九十八条中「及び商標」に関する登録異議申立事件を「商標に関する登録異議申立事件、判定請求事件及び鑑定」に改める。

附則
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

(特許法施行令の改正に伴う経過措置)
 第二条 この政令の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった特許出願に係る特許料の納付を猶予することができる期間については、第一条の規定による改正後の特許法施行令第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許法等関係手数料令の改正に伴う経過措置)
 第三条 この政令の施行前に第十条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条に規定する特定手続(同令第九条に規定する手続を除く)を行った者が、磁気ディスクへの記録を求める場合に納付しなければならない手数料については、第五条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第五条の表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(弁理士法施行令の一部改正)
 第四条 弁理士法施行令(大正十年勅令第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
 第三十八条第一項第一号中「及意見書」を「意見書及出願公開請求書」に改め、同条第二項中「又八実用新案登録出願ノ願書」を「若八実用新案 意匠若八商標ノ登録出願ノ願書」に改め、「意見書」を「出願公開請求書」に、「又八弁明書」を「若八意見書、審判ノ請求書若八意見書又八弁明書」に改める。

(旧手数料令の一部改正)
 第五条 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第三百三十三号。以下「平成五年改正政令」という)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正政令第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令(次条において「旧手数料令」という)の一部を次のように改正する。

第五条の表第一号の金額欄を次のように改める。

一件につき千二百円に書面一枚につき七百円を加えた額(二件以上を一の書面である場合にあっては、一件ごとに一の書面である場合の額の合計額)

第六条 この政令の施行前に附則第八条の規定による改正前の旧特例法施行令(平成五年改正政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正政令第九条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令をいう。附則第八条において同じ)第十一条に規定する手続を行った者が、磁気ディスクへの記録を求める場合に納付しなければならない手数料については、前条の規定による改正後の旧手数料令第五条の表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(旧実用新案登録令の一部改正)
 第七条 平成五年改正政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正政令第六条の規定による改正前の実用新案登録令の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成二年法律第三十号」の下に「以下この条において「特例法」という」を加え、同法を「特例法」に改め、同条第三項中「その原本」の下に(特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録)を加える。

(旧特例法施行令の一部改正)
 第八条 旧特例法施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに国際出願等」を「国際出願等」に改め、第二号から「第八号まで、第九号から」を「第十三号に掲げる手続」の下に(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項及び実用新案法第三十五条第一項の審判(以下「拒絶査定」に対する審判」といふ)が特許庁に係属している場合にそのものを除く)並びに平成十二年一月一日前にされた拒絶査定に対する審判の請求及びこの請求に係る第七号の二から第八号の二まで、第十一号の三及び第十三号の手続)を加え、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特許法第四条(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む)の規定による期間の延長の請求

第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特許法第五条第二項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む)の規定による期日の変更の請求(拒絶査定に対する審判に係るものに限る。)

十一の一 拒絶査定に対する審判の請求
 十一の二 拒絶査定に対する審判の請求
 十一の三 拒絶査定に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの

イ 特許法第四十五条第二項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む)の規定による口頭審理の申立

ロ 特許法第五十条第一項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む)の規定による証拠調の申立

ハ 特許法第五十条第五項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む)の規定による意見の申立て(証拠保全に係るものを除く。)

ニ 特許法第五十五条第一項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む)の規定による審判の請求の取下げ

ホ 特許法第五十六条第二項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む)の規定による審理の再開の申立